

ローン通帳規定

令和2年4月1日改定

1. 各種ローン通帳の発行

各種ローン契約書（当座貸越契約書または約定書）にもとづき発行するローン通帳については、この規定により取扱います。

2. ローン通帳の利用

ローン通帳による貸越は、当金庫所定の借入請求書に届出の印章により記名押印して、ローン通帳とともにお取引店にご提出ください。

3. ローン通帳の紛失、届出事項の変更等

ローン通帳を紛失した場合または氏名（法人の場合は法人名、代表者）、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人（法人の場合は代表者）から当金庫に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. ローン通帳の再発行

ローン通帳の盗難、紛失等の場合の通帳の再発行は、通帳の再発行手続を完了した後に行います。

ローン通帳を再発行する場合には、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の再発行手数料をいただきます。

5. 譲渡・質入れ等の禁止

ローン通帳は、譲渡・質入れ、または貸与することはできません。

6. 解約等

ローン通帳の利用を取りやめる場合には、ローン通帳をお取引店にご返却ください。

ローン通帳の改ざん、不正使用など、当金庫がローン通帳の利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにローン通帳をお取引店にご返却ください。

7. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫「契約書または約定書」の各条項により取扱います。

8. 規定の変更等

(1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上